

投資信託説明書(目論見書)

2009.08

新生・トロイカ ロシアファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

<設定・運用は>



新生インベストメント・マネジメント

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書
[交付目論見書]
2009.08

新生・トロイカ ロシアファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

- 1.この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・トロイカ ロシアファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年8月27日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月28日にその効力が発生しております。
- 2.金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申し込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

◎当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあり、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資対象国である新興国への投資は、先進国と比較して、相対的に高いリスクがあります。また、実質的に外貨建て資産に投資をしておりますので、為替変動により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク(株価変動リスク)」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「信用リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

◎当ファンドに係る手数料等について

●申込時に直接ご負担いただく費用

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して上限 3.675%(税抜 3.5%)

●解約時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

●投資信託の保有期間中にご負担いただく費用

・信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率 1.2075%(税抜 1.15%)

・投資対象ファンドの運用報酬 年率 0.75%

実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値

年 1.9575%程度

●その他費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等

その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことはできません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

交付目論見書 目次

ファンドの概要	①
第一部 【証券情報】	1頁
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
第二部 【ファンド情報】	4頁
第1 【ファンドの状況】	4頁
1 【ファンドの性格】	4頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	(2) 【ファンドの仕組み】
2 【投資方針】	10頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	16頁
4 【手数料等及び税金】	19頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	24頁
(1) 【投資状況】	(3) 【運用実績】
(2) 【投資資産】	
6 【手続等の概要】	27頁
7 【管理及び運営の概要】	30頁
第2 【財務ハイライト情報】	34頁
1 【貸借対照表】	34頁
2 【損益及び剰余金計算書】	35頁
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	36頁
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	37頁
信託約款	39頁
信託用語集	51頁

ファンドの概要

新生・トロイカ ロシアファンド

※お申し込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容をよくお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断でお申し込みください。

ファンドの目的および基本的性格について

商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンドの目的	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	<p>投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。</p> <p><ケイマン籍の円建て外国投資信託> 「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券</p> <p><証券投資信託> 「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券</p>
主な投資制限	<p>①投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマースヤル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。</p> <p>②同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。</p> <p>③株式への直接投資は行いません。</p> <p>④外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>
信託期間	<p>原則として無期限とします。</p> <p>ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。</p>
決算日	<p>原則として、毎年5月29日とします。</p> <p>なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。</p>
収益分配	<p>毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。</p> <p>「一般コース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。</p>

取得申込手続きについて

申込方法	<p>販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。収益分配金の受取方法によって「一般コース」「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。</p> <p>なお、販売会社や申込形態により、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所*が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取り扱いとなります。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>
受付不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ダブリンの銀行休業日 ●ロシア取引システム(RTS)の休業日
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>なお、基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	<p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。</p>

※当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合9:00~12:00)

換金(解約)手続きについて	
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●ダブリンの銀行休業日 ●ロシア取引システム(RTS)の休業日
支払い開始日	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 ※解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)
換金単位	販売会社が定める単位をもって換金できます。 ※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金申込の受付の中止・既に受付けた換金申込の受付の取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付ない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付ることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等

申込手数料	お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が定めるものとします。 ※詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。																
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.2075% (税抜 1.15%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。 ※信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。) <table border="1" data-bbox="427 631 1334 831" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">信託報酬(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2075%</td> <td>0.441%</td> <td>0.735%</td> <td>0.0315%</td> </tr> <tr> <td>(1.15%)</td> <td>(0.42%)</td> <td>(0.70%)</td> <td>(0.03%)</td> </tr> </tbody> </table> ※投資先ファンドの運用報酬(年率 0.75%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年 1.9575% 程度です。	信託報酬(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.2075%	0.441%	0.735%	0.0315%	(1.15%)	(0.42%)	(0.70%)	(0.03%)
信託報酬(年率)																	
合計	委託会社	販売会社	受託会社														
1.2075%	0.441%	0.735%	0.0315%														
(1.15%)	(0.42%)	(0.70%)	(0.03%)														
その他の手数料等	①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。 ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。 ③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。 ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。 ※その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。 ※手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。																
換金(解約)手数料等	①換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はかかりません。 ②信託財産留保額 解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。																

投資先ファンドにおいてご負担いただきます手数料等			
	当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等		
申込手数料	申込手数料はかかりません。		
換金(解約)手数料	換金(解約)手数料はかかりません。		
運用報酬	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">運用報酬 (年率)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">投資先ファンドの純資産の 0.75%</td> </tr> </table>	運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.75%
運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.75%		
<参考>	<p>なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.75%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.9575% 程度</td> </tr> </table>	全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値	年 1.9575% 程度
全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値			
年 1.9575% 程度			
その他の手数料等	<p>①当初のファンド設定費用:14,000 米ドル※ ※当該費用は当初5年間で償却します。年額 2,800 米ドルです。</p> <p>②管理会社および受託会社報酬(年率 0.10%)</p> <p>③その他の費用 ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等</p> <p>※ その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。</p> <p>※ 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご参照ください。</p>		
<参考>	<p>「SIM ショートターム・マザー・ファンド」 信託報酬、申込手数料、換金手数料等はこちらにかかりません。</p>		

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

1. 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

5. その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむをえない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

新生・トロイカ ロシアファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
- ・格付けは取得していません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,500 億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額^{*1}とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所^{*2}が半休日の場合は午前11時)までに、取得申込が行われ、かつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申し込み分とします。

※1「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※2「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。(以下同じ。)

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)
また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「トロイカ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社または(4)に記載される照会先にお問い合わせください。
- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申し込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または(4)に記載される照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成21年8月28日から平成22年8月26日まで
平成22年8月27日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所である販売会社については(4)に記載される照会先までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払ください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申し込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、(4)に記載される照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申し込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申し込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には、手数料はかかりません。

お申し込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ダブリンの銀行休業日

●ロシア取引システム(RTS)の休業日

③ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

④ 日本以外の地域における発行は行いません。

⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」と言います。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式に属します。

当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表(網掛け表示部分)の定義 >

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))				
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式(一般))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

＜属性区分表(網掛け表示部分)の定義＞

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))・・・目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもの)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧 州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

な し・・・目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧が可能です。

③ 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1.主として、ロシアの株式等に投資し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ロシア連邦の金融商品取引所上場株式および取引所に準ずる市場で取引されている株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)を主要投資対象とします。

- ・ロシア連邦以外の金融商品取引所または取引所に準ずる市場で取引されている株式の中で、ロシア国内で主に事業活動を営む企業の株式に投資することがあります。
- ・直接投資に加えて、上記企業の預託証券※に投資する場合や、上記株式を実質的な投資対象とする証券または証券に投資する場合があります、これらを総称して、「ロシア株式等」(以下同じ。)といいます。

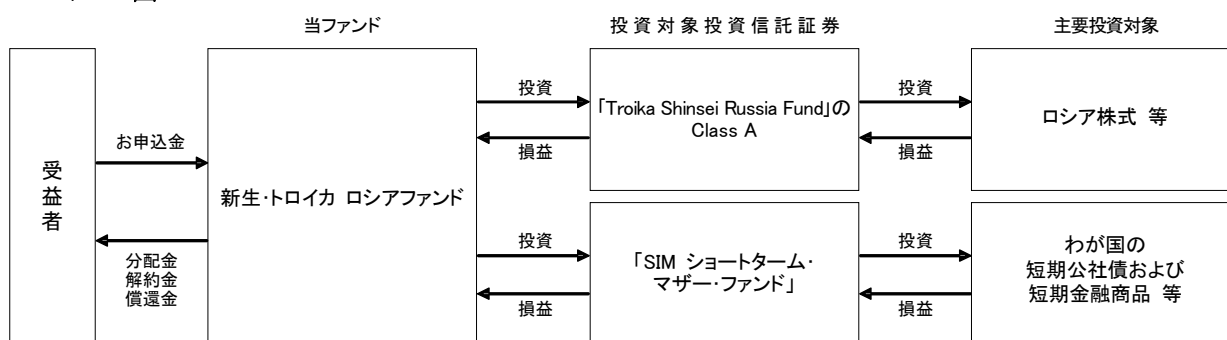
※預託証券: Depositary Receipt のことで、頭文字をとって DR と略すことがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで。

(注)ロシア以外の金融商品取引所等の株式は当該国の通貨建ての場合等があり、また DR は米ドル建て等もあるため、ロシア・ルーブル以外の為替リスクが発生することがあります。

・ロシア株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券への投資を通じて行います(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです)。

・主として上記の外国投資信託に投資しますが、そのほか国内投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券にも投資します。

<スキーム図>



2.マクロ経済や産業分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業のボトムアップ・アプローチによりポートフォリオを構築します。

3.トロイカ・グループが運用します。

「Troika Shinsei Russia Fund」の運用は、TDAM(Cyprus)がトロイカ・ダイアログ・アセット・マネジメント Troika Dialog Asset Management (以下、「トロイカ社」といいます。)からの投資助言をもとに行います。

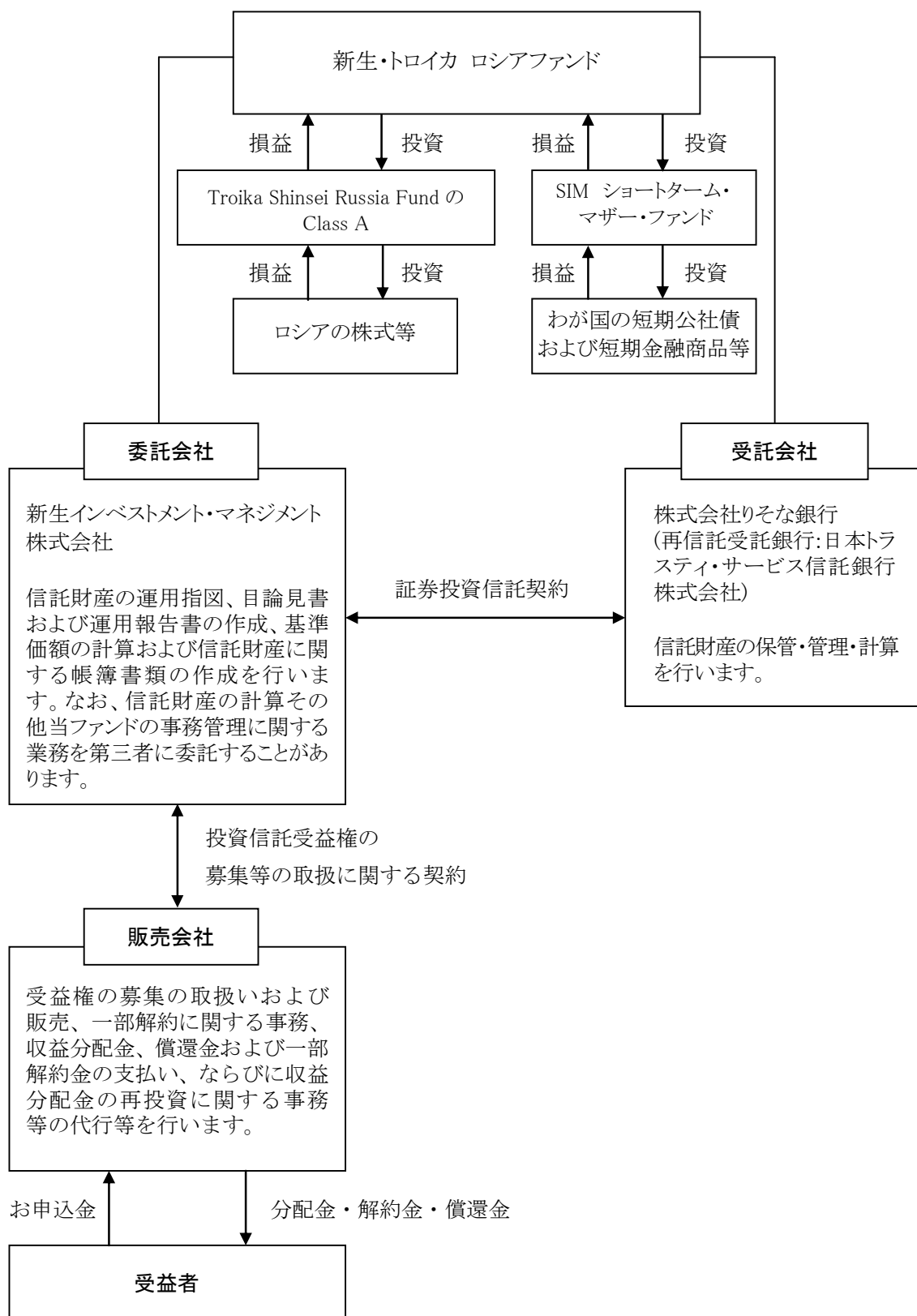
<トロイカ社の概要>

トロイカ社は、トロイカ・グループの中核を担う運用会社です。トロイカ・グループは1991年に発足したロシアで先駆的な投資グループの一つであり、トロイカ社は1996年に設立された、モスクワを拠点とする運用会社です。トロイカ社はロシア国内で最も古い歴史を持つ運用会社の一つであり、運用資産残高は2009年6月末日現在で約23.4億ドル(約2,237億円、2009年6月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信相場仲値で円換算)です。トロイカ・グループでは約1,200名の従業員がいます(2009年6月末日現在)。

4.実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(2)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(株式会社りそな銀行)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

③ 委託会社の概要

1) 資本金

4億9,500万円(平成21年6月末日現在)

2) 沿革

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立。

平成14年2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録。

平成15年3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可。

平成19年9月30日：証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録。

3) 大株主の状況

(平成21年6月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① ケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」のClass A受益証券および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券を主な投資対象とします。
※当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組み入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

および、次に掲げる特定資産以外の資産

- 1) 為替手形

② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託です。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」のClass A 受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 2) 証券投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 3) 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

<投資対象投資信託証券の概要>

「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券はケイマン籍の円建て外国投資信託です。「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は新生インベスト・マネジメント株式会社が設定・運用する証券投資信託/親投資信託です。

ファンド名	Troika Shinsei Russia Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託
主な投資対象	ロシア連邦の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含む)を主要投資対象とします。 なおロシア連邦以外の金融商品取引所および取引所に準ずる市場で取引されている株式の中で、ロシア国内で主に事業活動を営む企業の株式に投資することがあります。 また直接投資に加えて、上記企業の預託証券(DR)に投資する場合や、上記株式を実質的な投資対象とする証券または証券に投資する場合があります。これらを総称して、「ロシア株式等」(以下同じ。)といいます。
運用の基本方針	中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。
主な投資態度	①主として、ロシア株式等に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。 ②マクロ経済や産業分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業のボトムアップ・アプローチによりポートフォリオを構築します。 ③ロシア株式等への投資は高位を維持することを基本とします。 ④運用会社であるTDAM(Cyprus)はTroika Dialog Asset Managementからの投資助言をもとに運用を行います。 ⑤市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができません。
主な投資制限	①株式への投資割合に制限を設けません。 ②純資産総額の10%を超えて借入を行いません。 ③外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。
決算日	年1回、原則として毎年3月31日
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。

運用報酬	純資産総額に対し年率 0.75%
その他の費用等	保管会社報酬、管理会社報酬、受託会社報酬や当初設立費用、年間許可費用、監査費用、現金口座管理料等
運用会社	TDAM(Cyprus)
助言会社	Troika Dialog Asset Management
管理会社	JP Morgan Trust Company(Cayman)

(注)運用報酬や管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	① 外貨建て資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日(収益の分配は行いません。)
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	株式会社りそな銀行

(3)【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (8名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

② トロイカ社

チーフ・インベストメント・オフィサーを委員長とし、8人の委員で構成される投資委員会が投資環境を議論し、判断します。投資委員会は週2回以上開かれます。新規銘柄の買付にあたっては投資委員会で議論されます。売却も同様です。委員会ではコンセンサス作りが行われますが、最終的な意思決定はポートフォリオ・マネジャー（2名）が行います。投資委員会はポートフォリオマネジャーにセクターウエイトと組入銘柄比率を提言します。

※上記の運用体制は平成21年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

② 収益分配金のお支払い

「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

(5)【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑦ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑧ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

1. 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

5. その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむをえない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	<ul style="list-style-type: none">・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。・投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none">・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。・法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

② トロイカ社

投資委員会が投資行動、リスクレポート、パフォーマンス、セクターのエクスポージャーなどのデータを精査します。経験豊かなチーフ・オペレーティング・オフィサーのもと、ミドルオフィスとバックオフィスのチームがあります。独立したリスク管理部門では法令やガイドラインの遵守状況をチェックしています。

※上記体制は平成21年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.2075%(税抜 1.15%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬率(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.2075%	0.441%	0.735%	0.0315%
(1.15%)	(0.42%)	(0.70%)	(0.03%)

※投資先ファンドの運用報酬(年率 0.75%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年 1.9575% 程度です。

- ③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《参考》

当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)に係る手数料について

(1) 申込手数料

申込手数料はかかりません。

(2) 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

(3) 運用報酬

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.75%
-----------	--------------------

なお、当ファンドの信託報酬(年率 1.2075%)に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.75%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 1.9575% 程度

(4) その他の手数料等

① 当初のファンド設定費用:14,000 米ドル※

※当該費用は当初5年間で償却します。年額 2,800 米ドルです。

② 管理会社および受託会社報酬(年率 0.10%)

③ その他の費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息、等

※その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」

信託報酬、申込手数料、換金手数料等はこちらにかかりません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

〈普通分配金と特別分配金〉

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- (1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- (3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

〈個別元本〉

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- (1) 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当りの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

＜個人投資家の場合＞

(1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

(2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

＜法人投資家の場合＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成 21 年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	2,403,506,348	97.78
親投資信託受益証券	日本	20,189,347	0.82
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	34,366,184	1.40
合計(純資産総額)		2,458,061,879	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1) 評価額上位銘柄明細

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Troika Shinsei Russia Fund	7,152,754.120	373.97	2,674,915,458	336.0253	2,403,506,348	97.78
日本	親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザーファンド	19,900,786	1.0144	20,187,357	1.0145	20,189,347	0.82

2) 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	97.78
親投資信託受益証券	—	0.82
合計		98.60

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

平成 21 年 6 月末日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (平成 20 年 5 月 30 日)	5,420	—	1.0000	—
第1計算期間末 (平成 21 年 5 月 29 日)	2,654	2,654	0.4026	0.4026
平成 20 年 6 月末日	6,594	—	0.9524	—
平成 20 年 7 月末日	5,892	—	0.8037	—
平成 20 年 8 月末日	5,131	—	0.6977	—
平成 20 年 9 月末日	3,568	—	0.4964	—
平成 20 年 10 月末日	2,102	—	0.2914	—
平成 20 年 11 月末日	1,817	—	0.2489	—
平成 20 年 12 月末日	1,590	—	0.2271	—
平成 21 年 1 月末日	1,321	—	0.1922	—
平成 21 年 2 月末日	1,453	—	0.2174	—
平成 21 年 3 月末日	1,700	—	0.2589	—
平成 21 年 4 月末日	2,024	—	0.3100	—
平成 21 年 5 月末日	2,654	—	0.4026	—
平成 21 年 6 月末日	2,458	—	0.3627	—

*純資産総額(百万円)は単位未満を切り捨てて表示しています。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間 (平成 20 年 5 月 30 日～ 平成 21 年 5 月 29 日)	—

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間 (平成 20 年 5 月 30 日～ 平成 21 年 5 月 29 日)	△59.7

*各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(参考)

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の平成 21 年6月末日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,029,690,840	99.98
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	208,762	0.02
合計(純資産総額)		1,029,899,602	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1) 評価額上位銘柄明細

国/ 地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	国庫短期証券 第 35 回	国債 証券	— 2009年9月29日	480,000,000	99.96	479,817,120	99.96	479,826,240	46.59
日本	国庫短期証券 第 24 回	国債 証券	— 2009年8月17日	200,000,000	99.95	199,915,600	99.98	199,963,000	19.42
日本	国庫短期証券 第 34 回	国債 証券	— 2009年9月18日	200,000,000	99.96	199,923,600	99.96	199,936,600	19.41
日本	国庫短期証券 第 27 回	国債 証券	— 2009年8月24日	100,000,000	99.95	99,954,200	99.97	99,978,600	9.71
日本	国庫短期証券 第 29 回	国債 証券	— 2009年9月7日	50,000,000	99.95	49,977,800	99.97	49,986,400	4.85

2) 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.98
合計		99.98

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

① 取得申込手続き

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ダブリンの銀行休業日

●ロシア取引システム(RTS)の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。

(2) 換金(解約)手続等

① 換金の請求

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記のいずれかに該当する場合は、換金請求のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ダブリンの銀行休業日

●ロシア取引システム(RTS)の休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位を持って換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{*}(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑥ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、7営業日目以降、販売会社において支払います。

⑦ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

① 資産の評価

1) 基準価額の算定

イ) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

2) ファンドの主な投資対象の評価基準

イ) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

ロ) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

ハ) 証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券は、基準価額計算日の基準価額で評価します。

ニ) 外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として基準価額計算日の対顧客電信相場の仲値によって計算します。

ホ) 予約為替は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

3) 基準価額の算出頻度と公表

イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

ロ) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「トロイカ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

原則、無期限とします。ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

④ 計算期間

原則として、毎年5月30日から翌年5月29日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ その他

1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

i) 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ii) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

iii) やむを得ない事情が発生したとき

ロ) 上記の場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述の4)「書面決議」をご覧ください。)

ハ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述4)「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

i) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ii) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

iii) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

iv) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

ニ) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 償還金について

イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内に支払いを開始します。)から受益者に支払います。

ロ)償還金の支払いは、販売会社において行われます。

3)信託約款の変更など

イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

ロ)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述の 4)「書面決議」をご覧ください。)

ハ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の 4)「書面決議」の規定を適用します。

4)書面決議

イ)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

ロ)受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

ハ)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ニ)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

ホ)当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。

ヘ)当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

5)公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

6)運用報告書の作成

委託会社は、毎年5月の決算時および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

7) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金・償還金受領権
- ② 解約請求権
- ③ 帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

新生・トロイカ ロシアファンド

1【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成21年5月29日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	72,092,343
投資信託受益証券	2,581,504,707
親投資信託受益証券	20,187,357
未収利息	98
流動資産合計	2,673,784,505
資産合計	2,673,784,505
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,340,251
未払受託者報酬	272,069
未払委託者報酬	10,156,820
その他未払費用	522,004
流動負債合計	19,291,144
負債合計	19,291,144
純資産の部	
元本等	
元本	6,593,664,786
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,939,171,425
純資産合計	2,654,493,361
負債純資産合計	2,673,784,505

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
営業収益	
受取利息	195,620
有価証券売買等損益	△4,373,307,936
営業収益合計	△4,373,112,316
営業費用	
受託者報酬	970,297
委託者報酬	36,223,859
その他費用	1,049,776
営業費用合計	38,243,932
営業利益又は営業損失(△)	△4,411,356,248
経常利益又は経常損失(△)	△4,411,356,248
当期純利益又は当期純損失(△)	△4,411,356,248
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△976,318,946
剰余金増加額又は欠損金減少額	66,846,614
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,846,614
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	570,980,737
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	570,980,737
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,939,171,425

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの第1期計算期間は平成20年5月30日(設定日)から平成21年5月29日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 前記1)の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

新生・トロイカ ロシアファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
新生・トロイカ ロシアファンド
運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① ケイマン籍の円建て外国投資信託

Troika Shinsei Russia Fund のClass A 受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および証券投資信託であるSIM ショートターム・マザー・ファンドの受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を主な投資対象とします。

#なお、ケイマン籍の円建て外国投資信託 Troika Shinsei Russia Fund のClass A は現在準備中です。

② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。

④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定

する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

新生・トロイカ ロシアファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金5,420,630,870円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については5,420,630,870口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受

けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単

位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がダブリンの銀行休業日、あるいはロシア取引システム(RTS)の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、

第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次のマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託です。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン籍の円建て外国投資信託 Troika Shinsei Russia FundのClass A 受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
2. 証券投資信託 SIM ショートターム・マザー・ファンドの受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人

となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあつては、別に定める運用の基本方針にしたがつて、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項の規定にかかわらず、当該信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に

対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第21条 受託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあつては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取

引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)
第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)
第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見

積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年5月30日から翌年5月29日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年5月29日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第30条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第33条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第36条第1項および第36条第2項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に

当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)
第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者

の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ダブリンの銀行休業日、あるいはロシア取引システム(RTS)の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、第40条の規定にしたがってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」)をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項)にあっては、その内容が重大なものに該当す

る場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年5月30日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
受託者 りそな信託銀行株式会社

信託用語集

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよばれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当りの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還とといいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。

信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は投資信託会社（委託者）・信託銀行（受託者）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資（累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

投資信託説明書
[請求目論見書]
2009.08

新生・トロイカ ロシアファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・トロイカ ロシアファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年8月27日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月28日にその効力が発生しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

請求目論見書 目次

ファンドの詳細情報

第1 【ファンドの沿革】	1頁
第2 【手続等】	1頁
1 【申込(販売)手続等】	
2 【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	5頁
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	9頁
1 【財務諸表】	
(1)【貸借対照表】	
(2)【損益及び剰余金計算書】	
(3)【注記表】	
(4)【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	45頁

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成 20 年5月 30 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

① 取得申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ダブリンの銀行休業日
- ロシア取引システム(RTS)の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675% (税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

① 換金の請求

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記のいずれかに該当する場合は、換金請求のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ダブリンの銀行休業日

●ロシア取引システム(RTS)の休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位を持って換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{*}(当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑥ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、7営業日目以降、販売会社において支払います。

⑦ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の

停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- 2)解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

② ファンドの主な投資対象の評価基準

- 1) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- 2) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Troika Shinsei Russia Fund」の Class A 受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。
- 3) 証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券は、原則として基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 4) 外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として基準価額計算日の対顧客電信相場の仲値によって計算します。
- 5) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「トロイカ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月30日から翌年5月29日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) 前述の場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述の④「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の④「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内に支払いを開始します。)から受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述の④「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の④「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

⑤ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年5月の決算時および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑦ 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約」は、契

約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金・償還金受領権

1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成20年5月30日(設定日)から平成21年5月29日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士

青木裕晃

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・トロイカ ロシアファンドの平成20年5月30日から平成21年5月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・トロイカ ロシアファンドの平成21年5月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

新生・トロイカ ロシアファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成21年5月29日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	72,092,343
投資信託受益証券	2,581,504,707
親投資信託受益証券	20,187,357
未収利息	98
流動資産合計	2,673,784,505
資産合計	2,673,784,505
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,340,251
未払受託者報酬	272,069
未払委託者報酬	10,156,820
その他未払費用	522,004
流動負債合計	19,291,144
負債合計	19,291,144
純資産の部	
元本等	
元本	6,593,664,786
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,939,171,425
純資産合計	2,654,493,361
負債純資産合計	2,673,784,505

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
営業収益	
受取利息	195,620
有価証券売買等損益	△4,373,307,936
営業収益合計	△4,373,112,316
営業費用	
受託者報酬	970,297
委託者報酬	36,223,859
その他費用	1,049,776
営業費用合計	38,243,932
営業利益又は営業損失(△)	△4,411,356,248
経常利益又は経常損失(△)	△4,411,356,248
当期純利益又は当期純損失(△)	△4,411,356,248
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△976,318,946
剰余金増加額又は欠損金減少額	66,846,614
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,846,614
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	570,980,737
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	570,980,737
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,939,171,425

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの第1期計算期間は平成20年5月30日(設定日)から平成21年5月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成21年5月29日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	6,593,664,786 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	3,939,171,425 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4026 円 (4,026 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び収益調整金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成21年5月29日現在)
期首元本額	5,420,630,870円
期中追加設定元本額	2,826,955,192円
期中一部解約元本額	1,653,921,276円

2 有価証券関係

第1期(平成21年5月29日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,581,504,707	△3,702,365,296
親投資信託受益証券	20,187,357	97,513
合計	2,601,692,064	△3,702,267,783

3 デリバティブ取引関係

第1期 (自平成20年5月30日(設定日) 至平成21年5月29日)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Troika Shinsei Russia Fund Class A	6,905,958.77	2,581,504,707	
親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザー・ ファンド	19,900,786	20,187,357	
合計			2,601,692,064	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本書の開示対象ファンド（新生・トロイカ ロシアファンド、以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Troika Shinsei Russia Fund」のClass A 受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券です。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（平成21年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

SIM ショートターム・マザー・ファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成 21 年 5 月 29 日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,925,895
国債証券	1,019,821,360
未収利息	12
流動資産合計	1,028,747,267
資産合計	1,028,747,267
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,014,184,654
剰余金	
剰余金	14,562,613
純資産合計	1,028,747,267
負債純資産合計	1,028,747,267

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 20 年 5 月 30 日 至平成 21 年 5 月 29 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 21 年 5 月 29 日現在)
1. 計算日における受益権総数	1, 014, 184, 654 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0144 円 (10, 144 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 20 年 5 月 30 日 至平成 21 年 5 月 29 日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 20 年 5 月 30 日 至平成 21 年 5 月 29 日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 21 年 5 月 29 日現在)
同計算期間の期首元本額	498, 247, 321 円
同計算期間中の追加設定元本額	545, 561, 112 円
同計算期間中の一部解約元本額	29, 623, 779 円
同計算期間末日の元本額※	1, 014, 184, 654 円
※上記元本額の内訳	
エマージング・カレンシー・債券ファンド (毎月分配型)	993, 296, 826 円
新生・トロイカ ロシアファンド	19, 900, 786 円
エマージング・カレンシー・債券ファンド (1 年決算型)	987, 042 円

2 有価証券関係

(平成 21 年 5 月 29 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	1,019,821,360	39,230
合計	1,019,821,360	39,230

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首 (平成 21 年 5 月 26 日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(自平成 20 年 5 月 30 日
至平成 21 年 5 月 29 日)

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 21 年 5 月 29 日現在)

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第 7 回国庫短期証券	50,000,000	49,998,750	2009 年 6 月 8 日
	第 12 回国庫短期証券	200,000,000	199,984,200	2009 年 6 月 22 日
	第 13 回国庫短期証券	470,000,000	469,949,710	2009 年 6 月 29 日
	第 24 回国庫短期証券	200,000,000	199,928,000	2009 年 8 月 17 日
	第 27 回国庫短期証券	100,000,000	99,960,700	2009 年 8 月 24 日
合計		1,020,000,000	1,019,821,360	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

Troika Shinsei Russia Fund

(ケイマン諸島の信託法 (2007 年改定済) に基づき設立されケイマン諸島のミーチュル・
ファンド法 (改定済) 第 4 条(3)に規制される免税投資信託)

年次報告書ならびに監査済財務諸表
(2008 年 5 月 30 日(設定日)~2009 年 3 月 31 日)

独立監査法人報告書

Troika Shinsei Russia Fund 株主及び取締役各位

当監査法人は、Shinsei Troika Russia Fund（以下「当ファンド」といいます）の2009年3月31日現在の貸借対照表及び投資計画並びに2008年5月30日（設定日）から2009年3月31日までの期間の損益計算書、解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書およびキャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務諸表について監査を行った。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）に従った本財務諸表の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正によるか又は過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施及び維持、適切な会計方針の選択及び適用、並びにその状況において合理的な会計上の見積を行うことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人の監査に基づいて本財務諸表に対して意見を表明することである。当監査法人は、国際監査基準（International Standards on Auditing）に準拠して監査を実施した。当該基準は、当監査法人が倫理基準に従うこと、並びに財務諸表に重大な虚偽記載がないか否か合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務諸表中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれる。選択された手続きは、不正もしくは過誤によるか否かにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて監査人の判断に基づくものである。当該リスク評価を行う上で、監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続きを計画するために、事業体の財務諸表の作成および適正開示に関する内部統制に関する検討を行う。

また監査は、財務諸表の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた会計上の見積の妥当性に関する評価を行うことも含む。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠が、当監査法人の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切であると考えている。

意見

当監査法人の意見では、添付の財務諸表は、当ファンドの 2009 年 3 月 31 日現在の財務状況、ならびに 2008 年 5 月 30 日（設定日）から 2009 年 3 月 31 日までの期間の当ファンドの業績およびキャッシュフローについて、国際財務報告基準に従い、真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

PricewaterhouseCoopers

ケイマン諸島

[日付]

Troika Shinsei Russia Fund

貸借対照表 (2009年3月31日現在)

	注	2009年3月31日現在 ¥
資産の部		
損益を通じて公正価値により評価される運用資産	2	1,649,172,421
現預金	2	66,373,745
未収運用資産売却代金		28,139,741
未収配当金		2,191,523
前払い費用		1,222,604
資産合計		1,747,100,034
負債の部		
未払い運用資産購入代金		38,024,076
未払い監査報酬		2,688,223
未払い保管会社報酬	5	233,994
未払いファンド会計処理会社報酬	5	1,196,984
未払い投資顧問会社報酬	5	2,697,336
未払い弁護士費用		640,633
その他未払い費用		848,237
未払い受益証券保有者手数料	5	1,832,580
未払い取引費用		321,466
未払い信託報酬	5	718,189
負債合計 (解約可能参加受益証券保有者に帰属する資産を除く)		49,201,718
買気配値から最終取引価格への調整		23,840,581
解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	¥	1,721,738,897
受益証券 1 口当り純資産	¥	245.64
発行済受益証券数	4	7,008,886
受託会社の代表者による署名 : _____		
日付 : 24/6/09		
添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。		

Troika Shinsei Russia Fund

損益計算書（2008年5月30日（設定日）から2009年3月31日までの期間）

		2008年5月30日（設定日） から2009年3月31日現在
	注	¥
営業収益		
受取配当金	2	29,839,477
受取利息	2	759,136
損益を通じて公正価値により保有されている運用資産に対する実現純利益（損失）		(2,897,550,800)
損益を通じて公正価値により保有されている運用資産に対する未実現純利益（損失）		(2,351,639,740)
為替純利益（損失）		(23,908,119)
営業収益合計		(5,242,500,046)
営業費用		
監査報酬		2,688,223
保管会社報酬	5	1,548,057
ファンド会計処理報酬	5	3,635,531
投資顧問会社報酬	5	19,432,329
弁護士費用		5,379,500
その他費用		1,329,180
受益証券保有者手数料	5	3,443,668
取引費用		1,529,229
受託会社報酬	5	2,046,331
営業費用合計		41,032,048
営業損失		(5,283,532,094)
配当金に対する源泉徴収税（控除）		(3,569,581)
買気配値から最終取引価格への調整		23,840,581
解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の増加(減少)額		(5,263,261,094)

受託会社の代表者による署名： _____

日付：24/6/09

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

Troika Shinsei Russia Fund

解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動報告書（2008年5月30日（設定日）から
2009年3月31日までの期間）

	2008年5月30日（設定日） から2009年3月31日現在
	¥
解約可能参加受益証券保有者に帰属する期初純資産金額	--
ファンド受益証券取引	
発行済解約可能受益証券発行手取り金	7,384,999,990
発行済解約可能受益証券発行費用	(399,999,999)
受益証券取引による純増額	<u>6,984,999,991</u>
営業に伴う解約可能参加受益証券保有者に帰属する期初純 資産の純減金額	(5,263,261,094)
解約可能参加受益証券保有者に帰属する期末純資産金額	<u>1,721,738,897</u>

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

Shinsei Troika Russia Fund

キャッシュフロー計算書（2008年5月30日（設定日）から2009年3月31日までの期間）

2008年5月30日（設定日）
から2009年3月31日現在

¥

営業活動によるキャッシュフロー

金融資産購入	(9,718,788,435)
運用資産売却収入	5,727,860,609
運用資産売却による実現損	(2,897,550,800)
受取金利	759,136
受取配当金	24,078,373
支払営業費用	(31,077,010)
営業活動によるキャッシュの純流出	(6,894,718,127)

財務活動によるキャッシュフロー

解約可能受益証券の発行手取金	7,384,999,990
解約可能受益証券の解約金額	(399,999,999)
財務活動によるキャッシュ純増金額	6,984,999,991

現金及び現金同等物の純増金額 90,281,864

現金及び同等物に対する為替差損 (23,908,119)

期末現金及び現金同等物残高 66,373,745

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

Troika Shinsei Russia Fund 年次報告書並びに監査済財務諸表 (2009年3月期)

財務諸表注記

1. 構成

Troika Shinsei Russia Fund (以下「当ファンド」といいます)は、ケイマン諸島法に基づいて設定されたユニット・トラストです。当ファンドは、2008年5月21日に信託宣言書(以下「信託証書」といいます)に調印を行ったJ.P. Morgan Trust Company(以下「受託会社」といいます)により設定されました。当ファンドは2008年5月30日に業務を開始しました。

当ファンドの運用目的は、長期的なキャピタルゲインを生み出すことにあります。当ファンドは、主として、ロシアの金融取引所上場企業が発行するエクイティおよびエクイティ関連有価証券並びにロシアの店頭取引証券を運用対象としております。また、当ファンドは、対象企業の主たる事業活動がロシアにおいて行われている場合には、ロシア以外の金融取引所並びにその他の全ての同等の市場において売買取引されているエクイティ及びエクイティ関連有価証券に対しても運用を行うことが出来ます。これらの有価証券に対する直接の運用に加えて、当ファンドは、上記において定義された企業に関連する預託証券(DR)ならびに裏付となる有価証券が上記の定義に該当する範囲内におけるあらゆる有価証券及び預託証券に対して運用を行うことができます。こうした運用対象となりうる資産を総称して「ロシアのエクイティ及びその他運用可能資産」といいます。

当ファンドの運用活動はTDAM Cyrus Limited(以下「運用管理会社」といいます)により運用管理され、J.P. Morgan Administration Services (Ireland) Limitedが当ファンドの管理事務代行会社として任命されております。

当ファンドの運用方針によれば、本受益証書を米国民並びに米国の居住者に対して販売を行うこと、米国のいずれかの州(state)、準州、州(commonwealth)又は領地において設立され又は存続しているパートナーシップに対して販売を行うこと、もしくは米国、そのいずれかの州(state)、準州、州(commonwealth)又は領土の法律に基づき設定されたもしくは信託又はその他の主体又は米国、そのいずれかの州(state)、準州、州(commonwealth)又は領土において存続している信託又は主体(以下「米国人」といいます)に対して販売を行うこと、もしくはケイマン諸島の島民又は居住者もしくはケイマン諸島に住所を有する者又は法人に対して販売を行うことは許容されておりません(販売を行うことが許容されない法人には、ケイマン諸島において設立された適用除外又は通常の非居住者法人は含まれないものとします)。

当ファンドは¥記号で表示される日本円建てとされました。

2. 重要な会計方針の概要

(i) 会計基準

当ファンドはその主要な財務諸表を国際財務報告基準（IFRS）に従って作成しております。

財務諸表の作成にあたって当ファンドが採用しております重要な会計方針は以下の通りです。

(ii) 運用対象資産の評価

流動資産として保有されている運用有価証券は損益を通じて公正価値により表示されており、その評価により発生する損益は、損益計算書の勘定に反映されております。損益を通じた金融資産及び負債の公正価値は、貸借対照表作成基準日における市場の気配価格を基準としております。金融資産に関して使用されている市場の気配価格は当該時点におけるビッド価格です。

(iii) 損益を通じた公正価値による資産及び負債の分類

当ファンドは、債券及びエクイティ並びに関連デリバティブ商品に対する当ファンドの運用を、損益を通じた公正価値による金融資産又は金融負債として分類しております。取得時に損益を通じた公正価値により表示された金融資産及び金融負債は、売買目的により保有される金融商品として分類されるものでなく、運用管理されるものであり、その運用成績は、当ファンドの文書化された投資戦略に従って公正価値により評価されております。当ファンドの運用方針によれば、運用管理会社は、その他の関連金融情報とともに、公正価値に基づくこれらの金融資産及び負債に関する情報を評価することを要求されております。こうした金融資産及び負債は、貸借対照表作成基準日から12ヶ月以内に換金されることが想定されております。

(iv) 投資取引に関する会計処理

運用対象資産の通常の購入及び売却は売買取引約定日、即ち当ファンドが資産を購入又は売却することを確約した日に認識されております。運用対象資産は当初公正価値により認識され、損益を通じた公正価値により計上された全ての金融資産及び負債に関する取引コストは発生したものとして費用計上されております。運用対象資産からキャッシュフローを受け取る権利が消滅した場合、又は当ファンドが所有

権者としての大半のリスクと利益を譲渡した場合には、運用対象資産の再認識が行われております。

「損益を通じた公正価値による金融資産」に分類される金融資産の公正価値の変化に伴って発生した実現並びに未実現損益は、損益が発生した期における損益計算書勘定に含まれております。

(v) 重要な会計上の見積

IFRS に合致した財務諸表の作成にあたって、経営者は、財務諸表作成基準日において報告された資産及び負債の金額及び偶発性の資産及び負債の開示並びに当該会計期間において報告された収益及び費用の金額に対して影響を与える見積並びに想定を行うことを要求されております。実際の結果はこうした見積と相違することがあり得ます。見積と裏付となる想定に関しては、継続的に見直しが行われております。見積の改訂が当該会計期間のみに対して影響を与える場合には、当該改訂は改訂が行われた会計期間に認識され、見積の改訂が現在及び将来の会計期間に対して影響を与える場合には、当該改訂は改訂が行われた会計期間及び将来の会計期間において認識されております。

(vi) 外国通貨

機能通貨と表示通貨

当ファンドの財務諸表に含まれる項目は、当ファンドが業務を行っている主要な経済環境の通貨（以下「機能通貨」といいます）を使用して計測されております。当ファンドに対する投資家は日本人のみであるという事実から、当ファンドが業務を行っている主要な経済環境は日本であるため、運用の機能通貨及び表示通貨は日本円とされております。

(vii) 収入

預金金利は、実効金利ベースにより、当ファンドの収入として認識されております。

当ファンドの裏づけとなっているエクイティー運用に対して発生する配当収入は、配当落ちの日当ファンドの収入として認識されております。エクイティーに対する配当は損益計算書勘定に含まれております。

(viii) 課税

現行のケイマン諸島法によれば、当ファンドが支払を要する所得税、財産税、譲渡

税、売上税又はその他の税金もしくは当ファンドによる配分又は受益証券の解約の際の純資産価額の支払に適用される源泉徴収税はありません。従って、この財務諸表において計上を要する法人税引当金はありませんでした。

(ix) 配分

受託会社は適宜且つ受託会社が適切と考えるときに、受益証券保有者に対して配分を行うことができます。

(x) 費用

受託会社、運用管理会社、保管会社、管理事務代行会社に対する年間報酬は、当ファンドの資産からのみ支払が行われております。

(x i) 銀行預け金

銀行預け金は、当ファンドの取引銀行（J.P. Morgan Bank (Ireland) plc）に保有する銀行預け金を意味しております。現金同等物は、あらかじめ知れたる現金の金額に確実に転換され並びに価値の変化が極めて少ない、極めて流動性が高い短期の運用対象資産です。

(x ii) 解約可能参加受益証券

解約可能参加受益証券は受益証券保有者の選択により解約可能であり、金融負債として分類されております。参加受益証券は、何時においても当ファンドの純資産総額を受益証券の持分比率により按分した金額のキャッシュにより、当ファンドに売り戻すことができます。受益証券保有者が受益証券を当ファンドに売り戻す権利を行使した場合には、当該参加受益証券は、貸借対照表作成基準日に支払義務を負っている解約金額により計上されております。

(x iii) 解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産

目論見書の規定によれば、上場された運用対象資産もしくは店頭市場において又はマーケットメーカーによって気配価格が建てられている運用対象資産は、解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産価額の計算の目的上並びに諸費用の計算上、評価日の最終取引価格により表示されております。但し、注2(ii)において述べられている通り、IFRSに準拠した処理を行う目的上並びに報告の目的上、当ファンドの会計方針においては、貸借対照表作成基準日における該当する市場のビッド価格により評価するという事としております。2009年3月31日現在、財務諸表上に表示された評価額と募集メモにおいて表示された評価方法による評価額の差額においては、財務諸表上に表示された運用対象資産価値が23,840,581円減額された結果と

なっております。

解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は貸借対照表における負債として表示され、貸借対照表作成基準日において受益証券保有者が当ファンドにおけるその受益証券を解約する権利を行使した場合に支払義務を負うこととなる解約金額により計上されております。その結果、上記の差額は、解約可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産の計上額を更に調整することとなり、損益計算書勘定において認識されております。

累積的な差額は、貸借対象表上、「解約可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産の市場ビッド価格と最終取引価格の差額」として表示されております。

(x iv) 2008年1月1日現在には未発効で、当ファンドにおいて前倒し適用が行われていない基準並びに基準の変更

IAS 第39号 (修正)、“財務諸表：認識と計測” (2009年1月1日以降の会計期間に発効)

この変更は、2008年5月に公開された国際会計基準審議会 (IASB) の年次改善プロジェクト(annual improvement project)の一環として行われたものです。

売買目的のために保有されている項目に関連する損益を通じた公正価値により評価される金融資産又は金融負債の定義も変更されます。この変更により、現実的な最近の短期的な利食いパターンの証拠と共に運用されている金融商品のポートフォリオの一部を構成する金融資産又は負債は、当初の認識において、当該ポートフォリオに含まれることが明確化されております。

当ファンドは2009年4月1日からIAS 第39号 (修正) を適用します。但し、当ファンドの損益計算書に対する影響があることは想定されておりません。

IAS 第1号 (改定) “財務諸表の表示” (2009年1月1日以降の会計期間に発効)

改訂された基準は、収入と費用項目(「所有者との取引以外による持分変動(non-owner changes in equity)」である) を持分変動報告書に表示することを禁じ、「所有者との取引以外による持分変動」を所有者との取引による持分変動(owner changes in equity) とは別個に表示することを要求しております。法人の所有者との取引以外による持分変動は、業績報告書において表示することが必要となりますが、法人は1つの業績報告書(総合損益計算書)において表示するか、2つの業績報告書(損益計算書及

び総合損益計算書)において表示するかを選択することができます。法人が総合的な情報を再提示又は再分類する場合には、当該法人は、現在の会計期間の最終日並びに比較対象となる会計期間の最終日現在の貸借対照表の表示を行うという現行の要求に加えて、再提示された比較対象会計期間の初日現在における再提示された貸借対照表を表示することが要求されることとなります。

当ファンドは、IAS 第1号(改定)を2009年4月1日から適用することとなりますが、当ファンドは、総合損益計算書のみを表示することを考えております。この変更により、当ファンドの業績報告書の表示が大きく変更されることは予想されておりません。

IAS 第32号(修正)“金融商品：表示”及びIAS 第1号(修正)“財務諸表の表示—償還請求可能な金融商品並びに換金時に発生する負債”(2009年1月1日以降の会計期間に発効)

変更された基準によれば、法人は、当該金融商品が特別な特性を持ち且つ特定の条件に合致する場合には、償還請求可能な金融商品、並びに当該法人に対して、エクイティー持分の資金化の際においてのみ他の当事者に対する純資産の比例按分エクイティー持分を交付する義務を課する金融商品又はその金融商品の構成要素を区分することを要求されます。対象となる金融商品には、同一の特性を有するその他の全ての金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する全ての金融商品を含みます。このような変更の適用は、当ファンドの解約可能受益証券の区分において何等の変更をもたらすものではありません。

その他

IFRS 第7号“金融商品：開示”、IAS 第8号“会計方針、会計上の見積の変更及び過誤”、IAS 第10号“報告期間後の事後事象”及びIAS 第18号“収益”においても多くの軽微な変更が行われましたが(これらの変更は2009年1月1日以降の会計期間に効力を有します)、これらの変更は2008年5月に公開されたIASDの年次改善プロジェクトの一環を構成するものです。これらの変更は当ファンドの勘定に対して影響を与える可能性はなく、そのため詳細な分析を行っていません。

注3 純資産価額の決定

当ファンドの純資産価額は、当ファンドの純資産(当該純資産は当該ファンドの資産から負債を控除して決定されます)を、当ファンドにおける受益証券総数で除すことにより決定されました。管理事務代行会社は純資産価額を、各評価日のロシア標準時間午後3時現

在において計算しました。

注4 株式資本

(1) 応募

適格な投資家は、該当する取引日(Dealing Day)に、当ファンドの購入に応募することができるとなっております。

追加的な受益証券は、該当する取引日の Dublin における営業時間終了時の受益証券の関連する純資産価額に等しい募集価格により、販売手数料無しに募集されております。最低当初応募金額は 100,000,000 円で、その後の最低応募金額は 5,000,000 円ですが、この金額は運用管理会社と協議の上、受託会社によって減額されることがありますが、減額後の最低金額は如何なる場合にも 100,000 円を下回らないこととなっております。

(ii) 解約

受託会社が解約請求書に特定された受益証券を解約することを請求する解約請求については、該当する取引日(Dealing Day)に、管理事務代行会社が受領していることが必要とされております。解約価格は、解約日に解約される A クラス受益証券の受益証券価値に等しい金額となっております。解約価格には当ファンドの純資産価額から控除される全ての手数料（存在する場合）が反映されることとなっております。解約請求は交付後においては取消不能であり且つ無条件とし、取消可能または条件付と思われる一切の解約請求は、受託会社の裁量において無視又は取消不能又は無条件のものとして取扱われる可能性があります。

解約替わり金の送金は、該当する取引日から 5 営業日以内に、日本円による電信送金により実行されます。

(iii) 解約可能参加受益証券

発行済の解約可能参加受益証券による資本金額は、常時、当ファンドの純資産総額と同額です。解約可能参加受益証券は受益証券保有者のオプションにより解約可能であり、金融負債に区分されます。参加受益証券数の異動は以下の通りとなっております。

クラス A 受益証券 2009 年 3 月 31 日

期初	--
発行済口数	8,073,897
買戻口数	(1,065,011)
期末	7,008,886

期末日現在、JTSB RTB Shinsei Troika Russia Fund の受益者は 1 名です。

注5 関連当事者及びサービス提供会社

(1) 運用管理会社報酬

運用管理契約に従って、当ファンドは、当ファンドの資産からのみ、運用管理会社に対して資産規模を基準とした年間報酬を支払い、次いで運用管理会社は投資顧問会社に対して当該報酬の一部を支払います。資産規模を基準とした報酬は、当ファンドの日々の純資産価額に対して年率 0.75%とされており、当ファンドは各営業日の営業時間終了時に資産規模を基準とした報酬の発生を計上し、当該報酬は四半期毎に運用管理会社に対して後払いされます。

(ii) 保管会社及び受託会社報酬

私募募集メモに従って、受託会社は、当ファンドの事務管理並びに運用管理に関する専属的な権限を有し且つ全体的な責任を負っております。J.P. Morgan Trust Company (Cayman) Limited (以下「受託会社」といいます) は、その受託会社としての職務を J.P. Morgan (Ireland) plc に対して委任しました。

(a) 保管会社報酬

保管会社は、そのサービスに関して、当ファンドの資産から、現金の動き 1 件毎に 25 ドル支払われる報酬を受領する権利、並びに該当する市場相場に基づく保護預かり手数料及び取引手数料並びにその他の雑費用を受領する権利を有しておりました。

(b) 受託会社報酬

受託会社はそのサービスに関して、当ファンドの資産から、米ドルにより支払われる報酬の支払を受けました。当該報酬はファンドの資産から控除され、最低支払い金額は年 30,000 ドルという条件が付されておりました。

(iii) ファンド会計処理報酬

管理事務代行会社はそのサービスに関して、当ファンドの資産からのみ、各評価日における Dublin の営業時間終了時現在の当ファンドの純資産総額の平均値に対して、

以下の報酬体系表に相当するユーロ建の報酬を、暦年の四半期毎に後払いを受ける権利を有しておりました。

日本円で 100 百万ドル相当以下の部分に対し：	0.08%
日本円で 100 百万ドル相当超～200 百万ドル相当以下の部分に対し：	0.07%
日本円で 200 百万ドル相当超～350 百万ドル相当以下の部分に対し：	0.06%
日本円で 350 百万ドル相当超の部分に対し：	0.05%

但し、最低支払い金額は年 50,000 ドルです。

(iv) 受益証券保有者手数料（名義書換代理人）

名義書換代理人はそのサービスに関して、当ファンドの資産から、口座毎に年間 500 ドルの現金報酬を受領する権利を有しております。当ファンドに対しては、年間 50,000 ドルの一律の手数料並びにその他の合理的な雑費用が適用されております。

上記の全ての金額は、当該時点の為替レートにより、当ファンドの機能通貨に変換されております。

注6 デリバティブ及びその他の金融商品

運用活動は、当ファンドを、当ファンドが投資を行う金融商品及び市場に関連する種々の種類及び大きさのリスクに晒しております。当ファンドの運用に内在するリスクのより詳細な説明に関しては、投資家は、当ファンドの募集メモも併せてご参照頂く必要があります。

当ファンドの全ての運用活動には、何がしかのリスク又はリスクの組合せに関する分析、評価、引受並びに管理が含まれております。最も重要なリスクは、クレジットリスク（これにはカントリーリスク及び国外取引リスクを含みます）、流動性リスク、市場リスク、風評リスク及びオペレーショナルリスクです。市場リスクには、為替リスク、金利リスク並びにその他の価格変動リスクが含まれております。

運用管理会社のリスク管理手続は、これらのリスクを特定且つ分析し、適切なリスク限度額とリスクのコントロール方法を設定し、信頼性があり且つ最新の事務管理システム及び情報システムによりリスクと限度額の順守状況をモニターするように設計されております。Troika Dialog Group レベルにおける方針と手続が存在しております。当該グループは、市場、商品及び新たに開発されたベストプラクティスの変化を反映するためのリスク管理方針と

システムを定期的に見直しております。個別の責任と説明責任は、リスク管理とコントロールにおける規律ある、保守的且つ建設的なカルチャーを醸成するように設計されております。

市場リスクに関しては、運用管理会社の投資委員会（Investment Committee）の責任領域とされております。運用管理会社の投資委員会及び投資顧問部(Asset Management Department)が、当ファンドの募集メモにおいて特定された全ての制限に対する遵守に関して責任を負っております。

当ファンドに対して重要性が高いリスクに関して、以下の通り説明します。

市場価格リスク

当ファンドが運用するエクイティ投資の公正価値は、個別会社、特定の業界並びに/又は一般経済情勢の見通しに応じて上昇又は下落する可能性があります。価格の変動は一時的である可能性もあり、長期間継続する可能性もあります。当ファンドの運用対象資産は、その時々において一つ以上の業種に偏る可能性があり、これによりこのような業種に影響を与える不利な動向により生じるリスク又は損失に対する当ファンドのエクスポージャーが増加することになります。歴史的にみれば、株価は周期的に上昇並びに下落してきました。

当ファンドは、一義的にはエクイティに対する運用を行うファンドです。当ファンドは現金を当ファンドの取引銀行に保有し、又現金保有に代わるものとして、一定の債券を保有することができます。これらの証券から超過利回りを生出す意図はなく、従ってリスクは限定されております。

当ファンドのエクイティ運用対象資産の過半は上場株式であり且つ RTS 指数を構成している株式です。他の全ての変数を一定として、2009年3月31日に RTS 指数が5%上昇していた場合には、この上昇は、解約可能受益証券の保有者に帰属する純資産を約 83,938,001 円押上げる結果となったと思われます。逆に、RTX 指数が5%下落していた場合には、この下落は、解約可能受益証券の保有者に帰属する純資産を約 83,931,001 円押下げる結果となったものと思われます。

外国為替リスク

当ファンドの株式は、日本円もしくは運用管理者と協議の上受託会社が承認するその他の通貨により発行され且つ償還されます。裏付となる金融商品は、円又はその他の通貨により保有される可能性があります。従って、運用対象資産の価値は、為替レート変動に対し

て行われたヘッジの努力に拘らず、為替レート変動により、有利又は不利な影響を受ける可能性があります。更に、日本円以外の通貨によりその資産及び負債が一義的に表示されている将来の投資家は、日本円と当該他通貨の交換レートから発生する潜在的な損失リスクを考慮する必要があります。当ファンドは通貨の変動に対してヘッジを行うために、先渡し契約、先物、オプション及びその他のデリバティブを利用する可能性があります、当該ヘッジ取引が有効であり又は有益であることに関する保証はありません。

	貨幣	非貨幣	合計
通貨	日本円(¥)	日本円(¥)	日本円(¥)
ユーロ	212	--	212
US ドル	66,373,533	1,655,365,152	1,738,564,908
純資産額	66,373,745	1,674,382,898	1,740,756,643

基準通貨(円)に対し、米ドルが-5%動いた場合、ファンドは、3,318,677 円の損失となります。

金利リスク

当ファンドはエクイティー証券に対して運用を行っており、その金利リスクに対するエクスポージャーは限定されております。当ファンドは、運用に利用可能な資金の額を増加させるために、仲介会社、銀行及びその他の金融機関から資金の借入を行うことができます。その結果、当ファンドが借入を行うことが出来る金利水準が当ファンドの運用成果に影響を与えることとなります。更に、当ファンドは、レポ契約の締結を通じて実質的な借入を行い、先渡し契約、先物、オプション及びその他のデリバティブ契約を用いてその運用利回りに「レバレッジ」を働かせることができます。合併又は類似の影響により一時的に 10% という限度を超過する場合を除いて、借入残高の合計金額が当ファンドの直近に入手可能な純資産総額の 10% を超えるような借入を行うことはできません。

当ファンドにより保有されている現金は、現行金利による短期預金(1 ヶ月未満の)であり、従って重大なエクスポージャーはなく、感応度分析は実施されておられません。

流動性リスク

投資家が、当該解約資金を賄うために利用可能な現金又はその他の流動資産の金額を超えた当ファンドに対するその投資の解約/引出を行う場合には、当ファンドは、発生する解約/引出コストを賄うために追加的な資産の換金を行うことが必要となる可能性があります。

非上場エクイティー証券、私募エクイティー証券、不動産、店頭取引非上場株式、IPO 並び

に PO 発行銘柄並びにその他速やかに換金できない運用対象資産を取得した結果、当ファンドが保有する当該該当する資産の全ての価値が、直近に入手可能な純資産総額の 15%を超える場合には、運用管理会社は、当該該当する運用資産を取得しないこととなっております。

ある 1 解約日に関して、当該請求に対する解約を履行した場合、当ファンドの純資産合計額の 30%を超える金額の解約となる 1 件以上の解約請求を受領した場合には、受託会社はその裁量において、当該解約請求の合計金額が当ファンドの純資産総額の 30%以内の金額となるように、各解約請求金額を比例按分して減額することを決定することが出来ます。未履行の解約請求金額は、次の解約日まで繰越されるものとし、従前の解約請求に対する解約が完全に履行されるまでの間、当該次の解約日に関連して受領された一切の解約請求に対する解約に優先して履行されるものとします。

いずれかの解約日において、当信託の資産が、受託会社（一切の授権された代理人を含む）が換金できない運用対象資産である場合、又は換金された場合における受託会社が決定する価値がその真正な価値に対して割引されると思われる場合もしくは受託会社がいずれかの当該運用対象資産を解約する投資家に配分することが出来ない（又は配分することが現実的でない）場合には、受託会社の裁量において、受益証券保有者が請求した解約の一部の支払を、当該運用対象資産が換金出来るようになるまで、又は受託会社の決定において割引した価値により換金されなくなるようになるまで、もしくは受託会社が当該運用対象資産を受益証券保有者に配分できるようになるまで遅らせることができ、支払を遅らせた請求に応じた場合には、受益証券保有者に対して支払われることとなる金額は、当ファンドにより当該運用資産の換金が行われる日までの当該運用対象資産の価格動向を反映して、又は受益証券保有者に対して配分が行われる日もしくはファンドを代表してその他受託会社により処分が行われる日までの投資対象資産の価値の増減を反映して、増加又は減少することとなります。

2009 年 3 月 31 日現在、流動性リスクにおけるエクスポージャーの詳細は以下の通りです。

	1 ヶ月内期限	3 ヶ月内期限	合計
	日本円(¥)	日本円(¥)	日本円(¥)
未払費用	--	11,177,642	11,177,642
解約可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	1,721,738,897	--	1,721,738,897
合計	1,721,738,897	11,177,642	1,732,916,539

クレジットリスク

クレジットリスクは、カウンターパーティーが契約上の義務の履行を怠った場合に発生する金融的な損失です。このリスクは主として、有価証券売買取引から発生します。また、クレジットリスクは負債性の有価証券の発行者が格下げを受けもしくは債務不履行を起こし、その結果ファンドの保有する資産の価値が下落した場合にも発生します。当ファンドは、このような動きの全てから発生するリスクをコントロールし且つモニターする専用の基準並びに手続を持っております。

運用管理会社である TDAM (Cyprus) 内部において、特化した機能であるリスク管理担当が、当ファンドに関するカウンターパーティーリスクの高度な管理を行うことを委任されております。その責任範囲には以下が含まれております。

- * カウンターパーティーに関する与信手続を作成し且つ当該手続の遵守状況をモニターすること
- * 金融機関に対するエクスポージャーをコントロールすること

リスク管理担当は、該当する場合には、ファンドのカウンターパーティーエクスポージャーが内部限度以内に維持されていることを確保するために、カウンターパーティーエクスポージャーをモニターしております。現在までのところでは、ファンドは S&P による格付を受けた金融グループに属するカウンターパーティーとの間でのみ売買取引をおこなってきております。

当ファンドの保管会社は J.P. Morgan(Ireland) plc です。年末現在、当ファンドの運用対象資産及び現金は J.P. Morgan(Ireland) plc が保有しておりました。保管会社の支払不能又は破産が発生した場合には、当該銀行が保有するエクイティー証券に対する当ファンドの運用資産に関する権利の行使が遅延又は制限される可能性があります。

当ファンドの有価証券は保管会社により保管処理されております。保管会社の支払不能又は破産の場合には、当ファンドの資産は分別管理されというのが取締役の見解です。とはいえ、当ファンドは、保管会社が保管する当ファンドの現金に関連して、保管会社又は保管会社が使用する保管機関のクレジットリスクに晒されることとなります。保管会社の支払不能又は破産の場合には、当ファンドは、当ファンドの現金の保有に関連して、保管会社の一般債権者として取扱われることとなります。

保管会社の使用による当ファンドが晒されるリスクを軽減するために、運用管理会社は、保管会社を高い評価を受けている機関とすることを確保するための具体的な手続を採用し

ております。当ファンドは、慎重な監督を受ける規制対象法人である保管会社、又は国際的な格付機関により高い信用格付を受けた保管会社とのみ取引を行っております。J.P. Morgan は AA 格の信用格付を有しております。

注7 期中事象

ファンドは、2008年5月30日に設定されました。

注8 後発事象

計算期末日以降、財務諸表において開示する事項はありません。

注9 ソフト・コミッション契約

ファンドは、期中のソフト・コミッション契約を結んでいません。

注10 財務諸表の承認

2009年6月24日付で、受託会社は財務諸表を承認しました。

Troika Shinsei Russia Fund

投資銘柄 (2009年3月31日現在)

株式	銘柄	時価	投資比率(%)
銀行			
3,082,000	Sberbank RF	187,030,592	10.86
銀行合計		187,030,592	10.86
化学			
44,800	Uralkali GDR	51,335,715	2.98
化学合計		51,335,715	2.98
鉄・金属			
49,700	Cherepovetsky Metal. Factory	16,606,510	0.96
96,000	Magnitogorsky Metallurgichesky Kombinat	29,152,296	1.69
133,400	Novolipetsky MK	14,420,874	0.84
81,000	Raspadskaya OAO	7,363,254	0.43
鉄・金属合計		67,542,934	3.92
工業			
1,100	Mashinostroitelny zavod OAO	3,783,588	0.22
工業合計		3,783,588	0.22
非鉄金属			
5,754	GMK Norilsk Nickel	34,493,935	2.00
63,000	JSC MMC Norilsk Nickel-ADR	37,767,083	2.19
15,300	PolusZoloto	66,910,534	3.89
非鉄金属合計		139,171,552	8.08
石油・ガス			
641,300	Gazprom	241,380,991	14.02
58,250	LUKOil Holdings	215,241,905	12.50
11,300	LUKOil Holdings ADR (LSE)	41,632,926	2.42
327,700	Novatek	70,850,379	4.12
177,000	Rosneft (OC)	76,536,570	4.45

180,000	Rosneft GDR	76,595,535	4.45
27,600	Sivneft ADR	33,145,406	1.93
1,450,000	Surgutneftegas	89,774,213	5.21
182,000	Surgutneftegas ADR (LSE)	112,682,115	6.54
2,265,000	Surgutneftegas Pref	54,535,254	3.17
5,000	Tatneft ADR2	23,129,021	1.34
石油・ガス合計		<u>1,035,504,315</u>	<u>60.15</u>
通信			
223,700	Mobile TeleSystem	93,432,499	5.43
10,300,000	Uralsvyazinform	10,122,325	0.59
120,000	Volgatelecom OAO	7,901,310	0.46
通信合計		<u>111,456,134</u>	<u>6.48</u>
公益			
70	Halcyon Power Investment Co. Ltd.	14,623,015	0.85
17,830,000	RusHydro	38,724,576	2.25
公益合計		<u>53,347,591</u>	<u>3.10</u>
損益を通じて公正価値により評価される			
運用資産合計			
		1,649,172,421	95.79
純現資産/(負債)			
		<u>72,566,476</u>	<u>4.21</u>
解約可能参加受益証券保有者に帰属する			
純資産			
		<u><u>1,721,738,897</u></u>	<u><u>100.00</u></u>

(参考情報) 新生・トロイカ ロシアファンドの2009年6月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	市場	株数	時価総額 (円)	株式資産 総額に対する 投資比率
SBERBANK-CLS	金融	LOCAL	2,876,000	350,007,259	14.09%
GAZPROM OAO-CLS	石油	LOCAL	657,440	332,689,820	13.39%
LUKOIL-CLS	石油	LOCAL	62,350	279,524,590	11.25%
NOVATEK OAO-CLS	石油	LOCAL	327,700	129,258,152	5.20%
ROSNEFT OIL COMPANY	石油	LOCAL	230,000	123,912,040	4.99%
MOBILE TELESYSTEMS-CLS	通信	LOCAL	223,700	115,137,663	4.63%
URALKALI-SPON GDR-REG S	化学	GDR	71,030	113,093,451	4.55%
SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	石油	ADR	151,000	104,448,806	4.20%
SURGUTNEFTEGAZ-CLS	石油	LOCAL	1,450,000	100,438,020	4.04%
SURGUTNEFTEGAZ-PFD-CLS	石油	LOCAL	2,665,000	76,915,898	3.10%
RUSHYDRO-CLS	公益	LOCAL	17,830,000	65,011,202	2.62%
JSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	非鉄金属	ADR	63,000	57,336,256	2.31%
MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	鉄鋼	GDR	96,000	54,398,155	2.19%
MMC NORILSK NICKEL-CLS	非鉄金属	LOCAL	5,754	52,588,539	2.12%
LUKOIL-SPON ADR	石油	ADR	11,300	49,985,617	2.01%
GAZPROM NEFT-SPONSORED ADR	石油	ADR	27,600	43,652,442	1.76%
POLYUS GOLD-CLS	非鉄金属	LOCAL	10,300	40,082,370	1.61%
TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	石油	GDR	16,666	40,003,646	1.61%
ACRON JSC-SPONS REG S GDR	製造	GDR	140,000	30,978,010	1.25%
ACRON-CLS	製造	LOCAL	13,400	29,489,238	1.19%
OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	石油	GDR	52,500	28,637,823	1.15%
WIMM-BILL-DANN FOODS-CLS	消費	LOCAL	9,400	28,147,178	1.13%
JSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	非鉄金属	ADR	30,000	27,302,979	1.10%
NOVOROSSIYSK-GDR REG S	輸送	GDR	27,500	25,662,684	1.03%
SIBIRTELECOM-CLS	通信	LOCAL	11,700,000	24,200,368	0.97%
ROSTELECOM-PFD \$US	通信	LOCAL	170,500	22,143,986	0.89%
HALCYON INVESTMENT CO LTD	公益	LOCAL	70	18,179,041	0.73%
RASPADSKAYA-CLS	鉄鋼	LOCAL	81,000	17,611,287	0.71%
URALSVYAZINFORM-CLS	通信	LOCAL	10,300,000	13,892,579	0.56%
VOLGATELECOM-CLS	通信	LOCAL	120,000	13,564,905	0.55%
VEROPHARM-CLS	消費	LOCAL	3,000	5,988,761	0.24%

※金額の表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。
組入比率はケイマン籍の円建て外国投資信託 Troika Shinsei Russia Fund の Class A 受益証券の株式資産
総額を基に算出した比率です。
上記の業種はトロイカ・ダイアログ・アセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下の運用状況は平成 21 年6月末日現在です。

<新生・トロイカ ロシアファンド>

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,471,721,775 円
II 負債総額	13,659,896 円
III 純資産総額 (I - II)	2,458,061,879 円
IV 発行済数量	6,776,700,743 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.3627 円

(参考) SIM ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,029,899,602 円
II 負債総額	- 円
III 純資産総額 (I - II)	1,029,899,602 円
IV 発行済数量	1,015,170,459 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0145 円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成 20 年5月 30 日～平成 21 年5月 29 日)	8,247,586,062	1,653,921,276

(注) 第 1 期計算期間の設定数量 (口数) は、当初設定数量 (口数) を含みます。

